各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長 (公印省略)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高 度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(告示)及び医薬品 、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第 八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器(告 示)の施行について」等の改正について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分等については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」(平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。)等において定められており、クラス分類告示における一般的名称の定義等については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(告示)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器(告示)の施行について」(平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「平成16年局長通知」という。)により示しているところです。

今般、平成27年5月26日付けで「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件」(平成27年厚生労働省告示第278号)が適用されること等に伴い、平成16年局長通知及び「医療機器の修理区分の該当性について」(平成17年3月31日付け薬食発第0331008号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「平成17年局長通知」という。)の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係業者、関

係団体等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会長、米国医療機器・IVD工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしていることを申し添えます。

記

- 1. 平成16年局長通知の別添CD-ROMの記録内容の一部を別添1のように改正する。
- 2. 1の改正に伴い、平成17年局長通知の別表の一部を別添2のように改正する。

食道経由経腸栄養用チューブの項の次に次のように加える。

					び体液誘導管				経腸栄養チューブの挿入や留置を支援するため、体内に挿入した経腸栄養チューブの先端部の位置を 追跡しモニタに表示する装置をいう。経腸栄養チュ ーブ又は経腸栄養チューブに内挿したスタイレットに	П	10-①	該当					
	1956	1203				,,,			取り付けられた磁気発生ユニットから発生する磁気を体外で検出し、経腸栄養チューブの先端部の位置を追跡するものである。								
(参	考)																
クラ: 1	ス分類 別表 2	保守	管理	類別 コード		中分類名	コード	一般的名称	一般的名称定義	クラス分類	GHTF ル ー ル	特定 保守	設置管理	旧一般的 名称コー ド	旧一般 的名称	旧ク ラス 分類	理

食道経由経腸栄養用チューブの項の次に次のように加える。

			経腸栄養チューブ挿入追跡装置	п	該当	G3	
	1956	59078002					

(参考)

クラ	ス分類領	告示			クラス	特定	設置	修理
別表	別表	別表	コード	一般的名称	分類	保守	管理	区分
第 1	第2	第3			/J / A	[r Al	ь т	